

# 原子力防災マニュアル

薩摩川内市立水引小学校

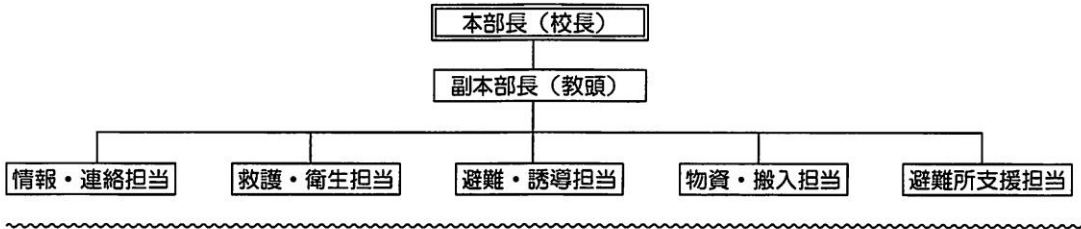
# Ⅶ 水引小学校における原子力防災マニュアル

## 学校原子力防災委員会組織

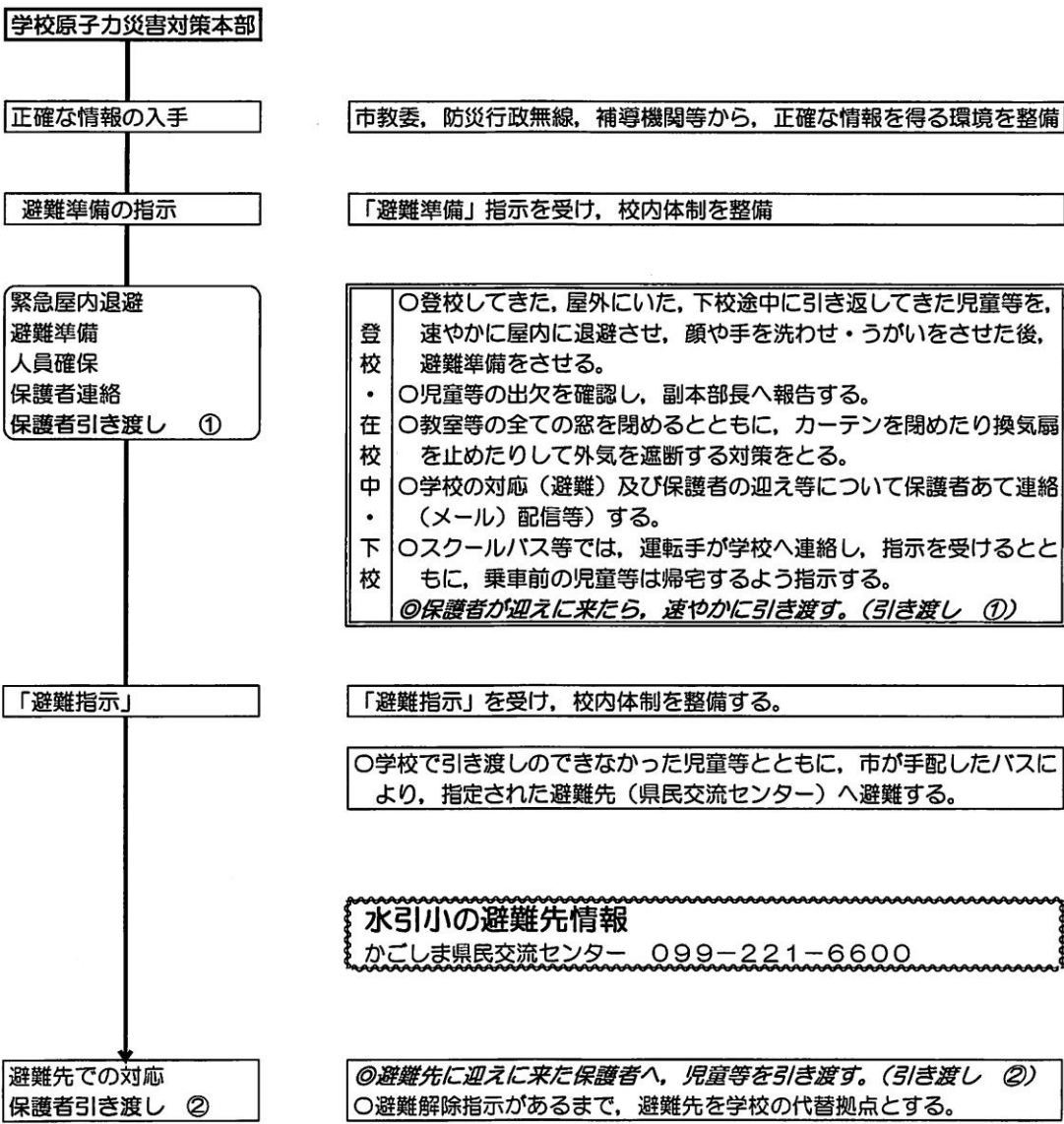
担当	災害に備えての役割	災害時における役割	担当者
本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>全教職員に対して、災害時の対応についての個々の役割分担を明確化する。</li> <li>保護者に対し、原子力災害時における学校の対応策や避難場所について周知徹底を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校原子力災害対策本部を設置し、市からの指示に従い、全教職員にあらかじめ定められた災害活動に直ちに従事することを指示する。</li> <li>学校においては、市教育委員会へ随時状況の報告をする。</li> </ul>	校長 (佐藤)
副本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>全教職員に対して、災害に備えての原子力防災体制について共通理解を図るとともに、周知徹底を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部長を補佐し、教職員の災害活動が迅速かつ適切に行えるよう各担当との連絡調整を行う。</li> <li>各担当からの情報を的確に把握し、本部長に報告する。</li> <li>保護者への連絡（メール）、諸関係機関及び報道機関に対する対応の窓口となる。</li> <li>最終的に学校を封鎖する際に、避難先情報を掲示する。</li> </ul>	教頭 (橋口)
情報連絡担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報を迅速かつ正確に伝達できる連絡網を作成する。</li> <li>最終的に引き渡せなかった児童等の保護者に対し、学校の避難先に向かうことを告げる張り紙を準備する。（名称・住所・連絡先）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童等の避難状況等についての保護者からの問い合わせに対応する。</li> <li>避難所（屋内退避所も含む。）の見回り等を行い、避難状況や屋内退避状況を把握し、的確な状況を副本部長へ報告する。</li> <li>避難している児童等に必要な情報を提供する。</li> <li>欠席等により、学校にいない児童等の住所や安否を本人または保護者に確認し、保護者と一緒に行動するように指導する。</li> </ul>	坂元
避難誘導担当	<p><b>避難</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市が手配する車両に児童等が安全に乗車できるための場所の設定と乗車場所までの経路を作成し、その周知徹底を図る。</li> <li>保護者が迎えに来た際は、児童等を安全かつ迅速に引き渡せる場所を決定しておく。</li> </ul> <p><b>屋内退避</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校における屋内退避は、担任の指揮の下、教室で退避させるため、教室に安全かつ迅速に集合するための経路を児童等に周知させる。</li> </ul>	<p><b>避難</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童等を速やかに屋内に退避させ、その後、児童等に状況の説明をし、指定された避難所に向かうため、手配された車両に順序よく乗車させる。</li> <li>原則として担任は児童等と行動を共にし、児童等がパニックを起こさないよう適切な指示をする。</li> <li>避難が完了したときは、速やかに副本部長に報告する。</li> </ul> <p><b>屋内退避</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教室内へ安全かつ速やかに退避させる。</li> <li>屋外にいた者には顔や手を洗わせ、うがいをさせる。</li> <li>上着を脱がせ、入り口ではたかせる。（脱いだ服は、ビニル袋に入れて入り口をしっかりと閉め、他の衣服と区別して保管する。）</li> <li>全ての窓やカーテンを閉め、冷暖房や換気扇を止める。</li> <li>児童等に状況の説明をし、次の指示が出るまで教室内で待機させる。</li> <li>退避が完了したときは、速やかに副本部長に報告する。</li> </ul>	担任 松田 内村 新 福田 田村 山口 井手
救護・衛生担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急用品の確保及び救護体制を整備する。</li> <li>避難時や屋内退避時の放射線防護対策を整理しておく。</li> </ul>	<p><b>避難</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サーバイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査及び拭き取り等の簡易な除染や健康相談を行う関係者に協力するとともに、児童等及び教職員に対する的確な救護と応急的な措置及び健康観察を行う。</li> <li>安定ヨウ素剤の手配及び服用準備。</li> <li>服用の指示が出た場合の服用に関すること。</li> </ul> <p><b>屋内退避</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急的な医療行為の必要が生じた場合は、直ちに市災害対策本部に連絡をし、その指示を受ける。</li> </ul>	福山 (若松)
物資確保配給担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>搬入される物資の保管場所をあらかじめ確認しておく。</li> <li>搬出する書類関係のリストと持ち出し担当者を決めておく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市災害対策本部との連携の下、必要な物資を確保し、適切に配給する。</li> <li>持ち出す文書・資料について、持ち出せる準備をする。</li> </ul>	福崎 (中島)
集合場所支援担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害時における避難所運営支援について市担当職員、自主防災組織等と確認しておく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害が発生した場合に一次集合場所に指定されている学校は、市担当職員や自主防災組織等が行う避難所運営の支援を行う。</li> </ul>	橋口 (濱本)

# 学校原子力災害対策本部組織図

## 【 組織図 】



## 【避難の手順】



# 事故発生時の対応及び避難計画

警戒事態発生  
(例 大地震(震度6) 大津波)

原子力事業所 → 国

## 原災法第10条通報

原子力災害対策特別措置法(平成11年12月17日法律第156号)

(原子力防災管理者の通報義務等)

・ 第10条 原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量(5 $\mu$ Sv/h)が政令で定めるところにより検出されたこと、その他の政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見した時は…主務大臣等へ…通報するものとする。

- 1 原子炉(加圧水型軽水炉に限る)の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること
- 2 原子炉の運転中に全ての交流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること

「地震・津波対応マニュアル」  
によって行動開始

薩摩川内市では、

- ◆ 防災行政無線
- ◆ ラジオ(FM さつませんたい 等)
- ◆ テレビ
- ◆ インターネット
- ◆ 緊急速報メール(エリアメール)
- ◆ 広報車

など、使用可能なあらゆる手段で、迅速にわかりやすく、定期的に繰り返して広報します。

園 ・ 学校

学校原子力災害対策本部

次ページへ

国

事故警戒本部設置・対策会議等

鹿児島県 ・ 薩摩川内市

県(市)原子力災害対策本部

- 学校は、独自の判断での行動を取らずに市災害対策本部や市教育委員会からの指示に従って行動する。
- 状況や場面に応じて、児童等及び教職員等が、最も安全に避難することができる体制を整備する。

学校原子力災害対策本部

正確な情報の入手

市教委、防災行政無線、報道機関等から、正確な情報を得る環境を整備。

避難準備の指示

「避難準備」指示を受け、校内体制を整備。

緊急屋内退避  
避難準備  
人員確認  
保護者連絡  
保護者引き渡し①

- 登校中・下校
- 登校してきた、屋外にいた、下校途中に引き返してきた児童等を、速やかに屋内に退避させ、顔や手を洗わせうがいさせた後、避難準備をさせる。
  - 児童等の出欠を確認し、副本部長へ報告する。
  - 教室等の全ての窓を閉めるとともに、カーテンを閉めたり換気扇等を止めたりして外気を遮断する対策をとる。
  - 学校の対応（避難）及び保護者の迎え等について保護者あて連絡（メール配信等）する。
  - スクールバス等では、運転手が学校へ連絡し、指示を受けるとともに、乗車前の児童等は帰宅するよう指示する。
  - 保護者が迎えに来たら、速やかに引き渡す。（引き渡し①）

「避難指示」

「避難指示」を受け、校内体制を整備する。

- 学校で引き渡しのできなかった児童等とともに、市が手配したバスにより、指定された避難先へ避難する。（P27参照）

◆水引小学校の避難先情報◆

<避難場所>

かごしま県民交流センター

<避難先住所>

鹿児島市山下町14番50号

<避難先電話番号>

099-221-6600

<避難先までのルート>

① 国3→県42→国328→国3→国10

② 国3→グリーンロード→国328→国504→県56→国3→国10

避難先での対応  
保護者引き渡し②

- 避難先に迎えに来た保護者へ、児童等を引き渡す。（引き渡し②）
- 避難解除指示があるまで、避難先を学校の代替拠点とする。



保護者等への引き渡しカード様式

薩摩川内市立水引小学校

緊急時引き渡しカード		薩摩川内市立〇〇〇学校		
学年・組・氏名	年 組	児童生徒名	(男 女)	
住 所	〒			
保 護 者 名	本人との関係 ( )	自宅電話		
		自宅以外の電話名称等	( )	
		携帯電話		
本校在学兄弟等	年 組 氏名	年 組 氏名		
	年 組 氏名	年 組 氏名		
緊急時の引受人 (学校に迎えに来る人・保護者以外の人も含む)				
順	引受人氏名	本人との関係	電話番号 (携帯等、緊急時に連絡がつく番号)	電話連絡以外の連絡方法 (携帯メールアドレス等)
1			(固定電話等)	
			(携帯電話等)	
2			(固定電話等)	
			(携帯電話等)	
3			(固定電話等)	
			(携帯電話等)	
4			(固定電話等)	
			(携帯電話等)	
5			(固定電話等)	
			(携帯電話等)	

■以後は、緊急引き渡し時に、関係者が記入します。

引 受 人	引き渡した時間	引き渡した職員
	月 日 時 分	
児童 保護者の 今後の動き	(今後の避難先や連絡先 など)	

今後の学校の対応や連絡先等を示した文書等を渡します。

(引受人署名)

## 緊急時の連絡先一覧

機 関 名	電話番号 FAX 番号	所 在 地
薩摩川内市教育委員会	0996-23-5111 0996-21-1285	薩摩川内市神田町3番22号
薩摩川内警察署	0996-20-0110	薩摩川内市原田町1-1
上川内交番	0996-22-5534 FAX兼用	薩摩川内市上川内4246
久見崎駐在所	0996-27-3924 FAX兼用	薩摩川内市久見崎町53-3
西方駐在所	0996-28-0046 FAX兼用	薩摩川内市西方町3525-1
西部消防署	0996-26-3524	薩摩川内市水引町3397-2
中央消防署	0996-22-0119	薩摩川内市原田町22-10
水引コミセン	0996-26-3849 FAX兼用	薩摩川内市水引町5222-3
滄浪コミセン	0996-27-3159 FAX兼用	薩摩川内市久見崎町191-1
寄田コミセン	0996-27-3359 FAX兼用	薩摩川内市寄田町139
西方コミセン	0996-28-0889 FAX兼用	薩摩川内市西方町3311
浜田医院	0996-26-2107	薩摩川内市水引町7615-8
時吉歯科医院	0996-23-6600 0996-23-6636	薩摩川内市大小路町38-8
かみむら耳鼻咽喉科	0996-23-2961 0996-23-5837	薩摩川内市若葉町3-16
こがひさお眼科クリニック	0996-21-2113 0996-21-2114	薩摩川内市中郷1丁目39-18
オーロラ薬局	0996-41-4411	薩摩川内市水引町3247-13
済生会川内病院	0996-23-5221	薩摩川内市原田町2-46



## 校区の自治会避難先一覧

地区 コミ	自治会	バス避難 集合場所	自治体	避難施設	住所
滄浪	倉浦	倉浦バス停前	鹿児島市	総合体育センター武道館	与次郎一丁目4-20
	本馬場	滄浪地区コミセン	鹿児島市	総合体育センター武道館	与次郎一丁目4-20
	久保	滄浪地区コミセン	鹿児島市	総合体育センター武道館	与次郎一丁目4-20
	加治屋	滄浪地区コミセン	鹿児島市	総合体育センター武道館	与次郎一丁目4-20
	小田	滄浪地区コミセン	鹿児島市	総合体育センター武道館	与次郎一丁目4-20
	砂岳	滄浪地区コミセン	鹿児島市	総合体育センター武道館	与次郎一丁目4-20
寄田	十原	寄田地区コミセン	鹿児島市	鹿児島県文化センター	山下町5番3号
	前向	寄田地区コミセン	鹿児島市	鹿児島県文化センター	山下町5番3号
	山ノ口	寄田地区コミセン	鹿児島市	鹿児島県文化センター	山下町5番3号
	天神	寄田地区コミセン	鹿児島市	鹿児島県文化センター	山下町5番3号
	新田	寄田地区コミセン	鹿児島市	鹿児島県文化センター	山下町5番3号
	上野	上野集会所	鹿児島市	鹿児島県文化センター	山下町5番3号
	池ノ段	池ノ段集会所	鹿児島市	鹿児島県文化センター	山下町5番3号
	土川	土川集会所	鹿児島市	鹿児島県文化センター	山下町5番3号
水引	星原	港地区総合体育館	鹿児島市	鹿児島県文化センター	山下町5番3号
	砂岳	港地区総合体育館	鹿児島市	鹿児島県文化センター	山下町5番3号
	京泊	港地区総合体育館	鹿児島市	鹿児島県文化センター	山下町5番3号
	船間島	港地区総合体育館	鹿児島市	鹿児島県文化センター	山下町5番3号
	唐浜	港地区総合体育館	鹿児島市	鹿児島県文化センター	山下町5番3号
	江ノ口	港地区総合体育館	鹿児島市	鹿児島県文化センター	山下町5番3号
	岩下	港地区総合体育館	鹿児島市	鹿児島県文化センター	山下町5番3号
	湯原	水引中学校	鹿児島市	県立図書館本館	城山町7番1号
	月屋	水引中学校	鹿児島市	県立図書館本館	城山町7番1号
	草道上	水引小学校	鹿児島市	かごしま県民交流センター	山下町14番50号
	草道中	水引小学校	鹿児島市	かごしま県民交流センター	山下町14番50号
	草道下	水引小学校	鹿児島市	かごしま県民交流センター	山下町14番50号
	草道西	水引中学校	鹿児島市	かごしま県民交流センター	山下町14番50号
	椎原	水引小学校	鹿児島市	かごしま県民交流センター	山下町14番50号
	浜田	水引中学校	鹿児島市	かごしま県民交流センター	山下町14番50号
	東浜田	水引中学校	鹿児島市	かごしま県民交流センター	山下町14番50号
	水引中央団地	水引小学校	鹿児島市	かごしま県民交流センター	山下町14番50号
	上代	平島集会所	鹿児島市	県立図書館本館	城山町7番1号
	平島	平島集会所	鹿児島市	県立図書館本館	城山町7番1号
	湯ノ浦上	平島集会所	鹿児島市	県立図書館本館	城山町7番1号
	湯ノ浦中	平島集会所	鹿児島市	県立図書館本館	城山町7番1号
	湯ノ浦下	平島集会所	鹿児島市	県立図書館本館	城山町7番1号
	東手	網津集会所	鹿児島市	かごしま県民交流センター	山下町14番50号
網津中	網津集会所	鹿児島市	かごしま県民交流センター	山下町14番50号	
宇都	網津集会所	鹿児島市	かごしま県民交流センター	山下町14番50号	
水引	東上手	網津集会所	鹿児島市	かごしま県民交流センター	山下町14番50号
	西上手	網津集会所	鹿児島市	かごしま県民交流センター	山下町14番50号
	井上	網津集会所	鹿児島市	かごしま県民交流センター	山下町14番50号
	原田口	網津集会所	鹿児島市	かごしま県民交流センター	山下町14番50号
	原田口中央	網津集会所	鹿児島市	かごしま県民交流センター	山下町14番50号
	川底上	川底自治公民館	鹿児島市	かごしま県民交流センター	山下町14番50号
	川底中	川底自治公民館	鹿児島市	かごしま県民交流センター	山下町14番50号
	川底下	川底自治公民館	鹿児島市	かごしま県民交流センター	山下町14番50号
水引東団地	川底自治公民館	鹿児島市	かごしま県民交流センター	山下町14番50号	
湯田	湯之元	湯之元自治公民館	始良市	山田中学校(体育館)	下名977
	伊勢美山	旧湯田小学校	始良市	山田中学校(体育館)	下名977
	峠路	旧湯田小学校	始良市	山田地区公民館	下名1188
	内門	旧湯田小学校	始良市	山田中学校(体育館)	下名977
	三田	湯泉寺	始良市	山田中学校(体育館)	下名977
	永迫	湯泉寺	始良市	山田中学校(体育館)	下名977
	砂岳	湯泉寺	始良市	山田小学校(体育館)	下名1018
西方	白滝	西方小学校	始良市	蒲生小学校(体育館)	蒲生町上久徳2252
	松蘭	西方小学校	始良市	北山小学校(体育館)	北山3783
	浦小路	西方小学校	始良市	蒲生小学校(体育館)	蒲生町上久徳2252
	上町	西方小学校	始良市	木津志出張所	木津志1844-2
	下町	西方小学校	始良市	蒲生小学校(体育館)	蒲生町上久徳2252

